

## 面会交流支援利用ルール

申込者（以下、「甲」という）は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）の面会交流支援を利用するにあたり、下記ルールを遵守致します。

### ■甲がしてはならない行為

- ・ 養育費支払いに対する報酬という捉え方。
- ・ 子どもに他方の親に対する非難の言葉を言うなどして、両親のわだかまりの板ばさみにする行為。
- ・ 面会交流を離婚後の夫婦がメッセージを交わすための手段にする行為。  
【例】同居を求めたり、復縁を求める行為。
- ・ 子どもの忠誠心を試す行為。  
【例】
  - ◇ 面会交流日に故意に楽しい行事を設定して、子どもが行きたくなくなるように誘惑する行為。
  - ◇ 面会交流を楽しみにすることに子どもが後ろめたさを感じるように仕組む行為。
- ・ 子ども自身が望まないことを言ったり、させたりする行為。
- ・ 他方の親のこと、親族のこと、あるいはびじっとについて、子どもの前で否定的に話す行為。
- ・ 他方の親やびじっと、または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為。
- ・ 他方の親やびじっと、または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する等の行為。
- ・ 本サービスを用いて虚偽あるいは架空の身分等を詐称する等の行為。
- ・ 犯罪的行為、及びそれに結びつく行為。
- ・ 本サービス業務に支障をきたす恐れのある行為、及びその他びじっとが不相当と判断した行為。

### ■甲が、びじっとの了承なしに行ってはならない行為

- ・ 子どもに金銭をあたえる行為。
- ・ 子どもに1,000円以上の物品を買い与える行為。
- ・ 誕生日などの記念日の贈り物は別途ご相談ください。
- ・ 子どもと次回の面会交流予定の取り決めを行う行為。
- ・ 散髪・刺青・ピアスなどといった子どもの身体的・永続的な変化をうむ行為。
- ・ 付き添いサービスの場合、びじっとの目の届く範囲以外の行動、及び、びじっとに聞こえない声での会話

### ■本サービス業務の利用に際し、甲はびじっとに対して以下を約束する

- ・ 面会交流支援は育児支援である。父母の信頼感が0の状態からの育児協力は困難な故に、第三者機関であるびじっとが父母の間に介入し、育児の支援を行う。子どもに関する相談は、びじっとに遠慮なくすること。
- ・ 面会交流の日程の変更やキャンセルは通常禁止とする。やむを得ない事情でのキャンセルは、前日までにびじっとに連絡をすること。
- ・ 面会交流当日でのキャンセル発生の場合は、本サービス業務で発生する報酬料金の全額

を、キャンセルをした当事者がびじっとに支払う。

- ・ 面会交流日の変更ならびにキャンセルされた場合、キャンセルをした当事者が代替日を設けることとする。
- ・ 代替日の連絡がない場合、本サービスの営業を妨害し、契約違反ならびに信用損失させる行為とみなす。
- ・ 面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、速やかにびじっとに相談し、びじっとが連携する臨床心理士ならびに専門家のカウンセリングを行う。
- ・ 子どもの成長・発達を支える面会交流の実現に向け、その支援内容向上のため匿名性を確保したうえで知り得た情報を今後の研究や調査に活かすことに同意する。
- ・ びじっとが主催するセミナー等の報せがあった場合には可能な限り参加すること。
- ・ びじっとに支払う利用料金が、利用者間にて循環できるように、びじっとの支援者は基本を利用者の相互扶助とする。スタッフ養成講座ならびに実地研修あり。

### ■面会交流の当日の流れについて

- ・ 同居親子とスタッフは 15 分前に待ち合わせる。
- ・ 別居親子は面会交流開始時間丁度に合流すること。  
【例】面会交流時間帯が 10:00~15:00 の場合。  
（行き）同居親子とスタッフは 9:45 に合流。別居親子は 10:00 に合流。  
（戻り）別居親子とスタッフは 15:00 に合流。同居親子は 15:15 までに合流。
- ・ 面会交流の際、スタッフとお子さんのみの移動は禁止。必ず、保護者が同伴すること。

■平成 26 年 11 月 19 日改定

■平成 27 年 10 月 26 日改定

■平成 28 年 01 月 28 日改定

■平成 29 年 03 月 27 日改定

